

令和5年分扶養親族等申告書作成と提出の手引き

詳しくは、この手引きをご覧ください。京都府市町村職員共済組合

必ずお読みください

※「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引きの2ページから12ページを参照してください。

※「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和4年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和4年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。

※「扶養親族等申告書」の「変更ありに該当する方」1～7以外にも、職場を退職したこと等により令和5年から人的控除を希望する場合は、「変更あり」の□に✓をし、必要事項をすべてご記入のうえ、ご提出ください。

※控除対象配偶者または扶養親族がない方や本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない方は提出不要です。

※個人番号（マイナンバー）の記載が法律により義務化されました。個人番号（マイナンバー）に関する税法上のお問い合わせは、お近くの税務署へお願いします。

《提出にあたって》

提出期限は、令和4年11月4日（金）です。

- 提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。
- 赤線で囲われた項目（「変更なし」「変更あり」、「提出年月日」、Ⓐ欄「受給者の氏名（漢字）」「電話番号」）の記入をしましたか。
- 印字内容に不備はありませんか。

お問い合わせ先

京都府市町村職員共済組合

TEL 075-431-0303

（8：30～17：15 ただし、土・日・祝を除く）

『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※以下のすべてに該当する場合、**提出は不要です。**

- ①控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ②本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ③令和5年内に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がない。

令和4年分の申告内容から変更はありますか？

※必ずどちらか一方に✓をしてください。

令和4年分が「**変更なし**」で申告します。
→提出年月日、Ⓐ受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。他の項目は記入不要です。

令和4年分が「**変更あり**」で申告します。
→令和4年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧のうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

提出年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

A 受給者

※納期の詳細については「手引き」をご覧ください。

氏名	年金 太郎	生年月日	性別
フリガナ	ネンキン タロウ	電話番号	XX XXX - XXX

○申告書の内容をご確認ください。

前年から「変更なし」の場合

⇒「 (変更なし)」の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合

⇒「 (変更あり)」の□に✓をしてください。

○提出年月日を記入してください。

○Ⓐ欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。

※代理の方が記入する場合は申告書Ⓑ欄に

代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ欄を訂正または追加してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は不要です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください。）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（例は朱字で訂正していますが、実際の記入は、黒ボールペンで訂正してください。）

（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください。）

<訂正の例>

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一世帯配偶者

氏名	年金 ユミコ
フリガナ	ネンキン ユミコ

※Ⓑ・Ⓒ欄の記入が不要な場合

控除対象となる配偶者、親族がない場合

<抹消の例>

B 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一世帯配偶者

氏名	年金 ユミコ
フリガナ	ネンキン ユミコ

年金 ユミコ

○Ⓓ欄を記入してください。

記入事項については、本手引き5ページをご覧ください。

○封筒に切手を貼って提出

法令上受給者が提出することが規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。

「令和4年扶養親族等の内訳」欄について

この欄は、令和4年の扶養親族の有無を確認するため使用します。

扶養親族等の内訳	課税区分	本人		源泉控除対象配偶者			扶養者数		障害			配偶者有無	非居住者親族		
		寡婦等	障害別	特定	老	16歳未満	一般	特別		普通					
								人	同居	別居					
	27	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
令和4年	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シス	セ		

課税区分…「1」または「2」は、令和4年分の扶養親族等申告書を提出された方の区分です。

「3」は、令和4年分の扶養親族等申告書を提出されていない方の区分です。

「4」は、令和4年分の年金額が源泉徴収の対象でなかった方の区分です。

※課税区分が「3」「4」の方は、令和4年の「イ～セ」欄の表示は全て「0」になっています。

寡婦等…「1」は寡婦、「4」はひとり親に該当された方の区分です。

源泉控除対象配偶者…「1」は70歳未満、「2」は70歳以上（老人）の方の区分です。

扶養親族があった場合は、該当する「イ～セ」欄に「0」以外の数字が印字されています。

用語の説明

○ 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。

代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

障害者に該当しても、該当者の所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません。

障害者	障害者区分	
	普通障害者	特別障害者
精神に障害がある方で 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の 障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で 身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が 3級から6級の方	障害の程度が 1級または2級の方

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

○ 「寡婦」「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係（※3）	控除の区分 控除額（年額）
500万円以下 （※1）	男性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
	女性	子（※2）がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
		扶養親族がない	死別・生死不明	寡婦 (27万円)
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、

地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。

48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象なりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、

地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○ 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和29年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

左面

問い合わせ先

年全证号码															通用年					
1	15	21	22	23	24	25														
<input type="text"/>															4	2	3	5	0	5

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和4年分の申告内容から変更はありますか？

必ずどちらか一方に☑をしてください。

令和4年分から「**変更なし**」で牛印+ナンバーハンマー

→提出日：月日、④受給者番の氏名及び確認番号を記入し、**③提出ください**。他の項目の記入は不要です。

令和4年分から「**変更あり**」で牛印+ナンバーハンマー

→令和4年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「**手引記**」をご覧のうえ、変更箇所だけではなく、申請するすべての事項を記入してください。

A 受 紿 者

氏名	フリガナ ネンキン タロウ		電話番号	(<input type="text"/>)				
			生年月日	明 大 昭 年 月 日	性別			
① 本人障害	区分 <small>(障害の種類) 認定不要</small>	手帳の種類 <small>(医療機関・施設機関・ 就労移行支援・就労継続支援 事業所・介護施設・介護事業所) 認定不要</small>	等級 <small>(1級～5級) 認定不要</small>	交付年月日 <small>(西暦) 認定不要</small>	内訳 <small>(該当する場合は 記入)</small>	② 本人所得	年間所得の見積額が900万円を超える 場合は右の欄に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	
③ 配偶者	配偶者が いる <input checked="" type="checkbox"/>	配偶者は扶養控除を受ける場合として、先 述する場合の内、中等以下の場合は必ず記入 して下さい。記入しない場合は <input checked="" type="checkbox"/>				④ 配偶者が	⑤ その他	
						がない <input checked="" type="checkbox"/>	配偶者がいない場合は、画面の「客観的 ・ひとり親の場合は」へ進んでください。	
						配偶者がいる場合は、画面の「客観的 ・扶養控除を受ける場合は」へ進んでください。		

B) 控除対象と

④	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤  配偶者の区分	⑥ 同居、別居、非居住者 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 非居住者
	フリガナ ネンキン ユミコ		
氏名	年金 由美子	配偶者の収入が年金のみの方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が180万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方	<input type="checkbox"/>
統柄	(夫) (妻)	上記以外の方は「手引き」を参考し、右の欄に年所得の見積額を記入してください。 (収入がない方はゼロを記入)	申告日 年中合算 万円
生年月日	明 大 賢 平 年 月 日	課税所得がある場合は、右の欄に○をしてください。課税所得から漏れてしまふ場合は、記入欄に記入して下さい。	区分 手帳の種類 課税所得 <input type="checkbox"/> 住民税兼課税所得者 他の課税所得 <input type="checkbox"/> 他の方の申告 非課税所得 <input type="checkbox"/> 申告日 年中合算 支 手帳 文付年月日・内訳
マイナンバー (個人番号)	収録済	*	

必須

必ず読んでください

ご自身が該当するのは「変更あり」か
「変更なし」かをご確認ください。

必須

提出年月日を記入してください。

必須

変更がない場合

「変更なし」の□に✓をしてください。
氏名および電話番号を記入して提出してください。

変更がある場合

- 「変更あり」の□に✓をしてください。
氏名、電話番号およびⒶ欄からⒹ欄の変更事項を訂正または追加で記入してください。

①～⑧については、
本手引き6～7ページを参照

右面へ

「個人番号（マイナンバー）」欄について

「未収録」と印字されている場合

⇒記入は**不要**です。

※前回提出してから個人番号（マイナンバー）の変更がある場合は、「令和4年分の申告内容から変更はありますか？」の欄の「変更あり」の□に✓をして、⑤欄に、該当者の氏名と変更後の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

海外にお住まい等の理由で、個人番号（マイナンバー）をお持ちでない方は、④欄に、該当者の氏名およびお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

⇒ 「**変更あり**」の□に✓をして、該当者の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は
必要ありません。

※個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください。）。

C 扶養親族		右面					
氏名	9 指定扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）	続柄	生年月日				
			11 同居等の区分 12 年月 見積額				
		10 種別	国外居住の有無				
氏名	フリガナ ネンキン ハナコ 年金 花子	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 別居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	フリガナ ネンキン カズヤ 年金 和也	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	マイナンバー(個人番号) 収録済 * * * * * * * * * *	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	フリガナ ネンキン タクヤ 年金 拓也	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	マイナンバー(個人番号)	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	フリガナ ネンキン ハナコ 年金 花子	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	マイナンバー(個人番号) 収録済 * * * * * * * * * *	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	フリガナ ネンキン カズヤ 年金 和也	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分
氏名	マイナンバー(個人番号)	子孫	明 大 昭 平 令 年 月 日	同居 别居 国外居住	48万円~85万円 以下	区分	手帳の種類
		父母：御父母 兄弟・姉妹 甥・娘 三親等内の親族 その他	(特 定) (老 人)	30歳未満 70歳以上 16歳未満 以上送金	留学	48万円~85万円 以上	区分

内容をご確認のうえ、訂正または追加でご記入ください。

個人番号（マイナンバー）については、本手引き4ページをご確認ください。

D欄の記入例

- #### ・別居の場合

年金 花子

東京都千代田区〇〇

- #### ・非居住者の場合

年金 拓也

アメリカ合衆国〇〇州 〇〇

- ・個人番号を変更した場合

年金 和也

変更後の個人番号

10.1002/anie.201907002

・代理の方か記入する場合
年金太郎に代わり、私が代理で記入
しました。代筆者 年金 花子

⑤欄に以下の内容をご記入ください。

○控除対象配偶者・扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所

○控除対象配偶者・扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所

(別途書類を添付する必要があります。本手引き9ページ「国外にお住まい(非居住者)の扶養親族等がいる場合」をご確認ください。)

○控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合

⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）

○同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）

⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所

○代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

記入項目について①

令和4年分から扶養状況に変更がありましたか？

※Ⓐ～Ⓒ欄の記入内容をご確認いただき、必ずどちらか一方に☑をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「**変更なし**」に☑をし、**提出年月日**、Ⓐ欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「**変更あり**」に☑をし、**提出年月日**、Ⓐ欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

A 「受給者」欄

1 本人障害 【本手引き3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類のいずれかに○をし、障害等級、交付年月日などを記入ください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

2 本人所得 【本手引き10～12ページ「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、☑に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告 【申告書裏面 寡婦・ひとり親の判別方法を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものに☑に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

配偶者を源泉控除対象者として申告する場合はⒷへ進んでください。

配偶者以外に、申告する扶養親族がいる場合は、Ⓒへ進んでください。

B 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分 【本手引き10～12ページ「「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は☑に✓をしてください。

それ以外の場合は**年間所得見積額**（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を**必ず**
ご記入ください。

また、配偶者が令和5年中に退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で
囲み、**退職所得を除いた**年間所得見積額を必ずご記入ください。

記入項目について②

6 同居・別居・非居住者の区分

【本手引き 9 ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照。】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和29年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と省略して記載しています。

8 配偶者障害 【本手引き 3 ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、所得見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

C 「扶養親族」欄

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成20年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成20年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別 【本手引き 3 ページ「「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは」を参照】

扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【本手引き 9 ページ「国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合」を参照】

受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書の⑩欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、⑩欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

(1) 対象者の年齢が30歳未満、または70歳以上である場合

「別居」、「国外居住」、「30歳未満・70歳以上」に○をしてください。

※30歳未満=平成6年1月2日以後生まれの方 70歳以上=昭和29年1月1日以前生まれの方

(2) 対象者の年齢が30歳以上70歳未満である場合

①～③に該当する場合、いずれかひとつに○をしてください。

①対象者が留学のため国内に住所および居所を有しなくなった場合

「別居」、「国外居住」、「留学」に○をしてください。

②対象者が障害者に該当する場合

「別居」、「国外居住」、「障害者」に○をしてください。

また、申告書の⑬「障害」欄もご記入ください。

③対象者が受給者より生活費または教育費に充てるため送金を年間38万円以上受ける見込みである場合

「別居」、「国外居住」、「年38万円以上送金」に○をしてください。

記入項目について③

12 年間所得の見積額 【本手引き10～12ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

扶養親族の令和5年の年間所得見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。

また、扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、
退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

13 障害 【本手引き3ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

記入方法は①をご覧ください。

D 摘要欄

14 摘要 【本手引き5ページを参照】

「本人所得」および「配偶者の区分」について

<配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除※1	
	900万円超	障害者控除※2		控除対象外※3

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

控除対象配偶者や扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

扶養親族等申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる条件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒控除対象配偶者または扶養親族が令和5年に退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除く年間所得見積額」をご記入ください（退職所得の計算方法は、12ページをご確認ください）。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を記入し、提出されると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

控除対象配偶者または扶養親族が退職手当を受ける見込みがない場合は、「退職所得を除いた」年間所得見積額の記入は不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

国外にお住まい（非居住者）の扶養親族等がいる場合

○「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方を「非居住者」といい、「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。

なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告された場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

○「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、親族関係書類（※）を申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者が受給者本人の配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）

○配偶者が国外居住（非居住者）である場合

控除対象となる配偶者が国外居住（非居住者）である場合は、申告書の⑥「同居、別居、非居住者」欄の「非居住者」に○をして、申告書の⑩欄の⑯に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

○配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

<控除対象となる要件>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります（配偶者の場合は、このような要件はありません。）。

扶養親族が国外居住（非居住者）の場合、控除対象とするためには、非居住者でない扶養親族の要件（受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下である親族）に加え、以下のいずれかに該当する必要があります。

①対象者の年齢（※1）が30歳未満、または70歳以上であること

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所および居所を有しなくなったこと

③対象者が①に該当せず、障害者（※2）に該当すること

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を

年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成6年1月2日以降生まれの方

70歳以上 = 昭和29年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、3ページ「「普通障害者」「特別障害者」とは」をご覧ください。

<記入方法と添付書類>

配偶者以外の扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、申告書の⑪「国外居住の有無」欄の「国外居住」と該当する区分に○をして、⑩欄の⑯にその方の氏名と住所をご記入ください。

なお、上記①から④いずれにも該当しない場合は、区分の○は記入不要です。

上記の①、③、④に該当する場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

また②に該当する場合は、「親族関係書類」と併せ、「留学の事実がわかる書類」（※）を添付してください。

③または④に該当する場合の「障害状態を証明する書類」、「送金を証明する書類」は添付不要です。

※現地の査証（ビザ）または在留カードの写しで、対象者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより

国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの（外国語で作成されている場合は、翻訳文も必要です）。

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額を計算してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合※の公的年金等控除額

年金を受け取る方の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 (昭和34年1月2日以降生まれ)	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5千円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額

50万円（受け取る年金額）－60万円（公的年金等控除額）＝0万円（年間所得の見積額）（※）

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、一律10万円を上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

共済組合が行う年金からの源泉徴収ではこの控除額の差額は適用されません。

「年間所得の見積額」の計算方法②

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（B）」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）	給与所得控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

$$90\text{万円} \text{ (給与の収入金額)} - 55\text{万円} \text{ (給与所得控除額)} = 35\text{万円} \text{ (年間所得の見積額)}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

①公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額} (\text{※}) + \text{給与所得控除後の給与等の額} (\text{※}) - 10\text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）

および給与収入額が200万円の場合

$$\text{給与所得控除額} : 200\text{万円} \text{ (給与の収入金額)} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : 10\text{万円} \text{ (年金所得の上限額)} + 10\text{万円} \text{ (給与所得の上限額)} - 10\text{万円} = 10\text{万円}$$

$$\text{給与所得額} : 200\text{万円} \text{ (給与の収入金額)} - 68\text{万円} \text{ (給与所得控除額)}$$

$$- 10\text{万円} \text{ (所得金額調整控除額)} = 122\text{万円}$$

②給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額} (\text{※}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

$$\text{給与所得控除額} : 195\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : (1,000\text{万円} \text{ (給与の収入の上限額)} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円}$$

$$1,200\text{万円} \text{ (給与の収入金額)} - 195\text{万円} \text{ (給与所得控除額)}$$

$$- 15\text{万円} \text{ (所得金額調整控除額)} = 990\text{万円} \text{ (年間所得の見積額)}$$

「年間所得の見積額」の計算方法③

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

○計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

○退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職手当の金額の計算方法などについて、詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません。）
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	利子収入 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事業所得	総収入金額 - 必要経費
譲渡所得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
山林所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
一時所得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑所得（公的年金等以外）	総収入金額 - 必要経費

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。